葛飾区私道防犯灯設置助成要綱

昭和 ５６ 年 ４ 月 １８ 日
５６葛土公発第６号 区長決裁

（目的）
第１条　この要綱は、区内における私道交通の安全、犯罪の防止及び生活環境の整備のため私道上における民有防犯灯の整備を助成することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）
第２条　この要綱において私道とは、道路法（昭和２７年法律第１８０号）に規定する道路並びに敷地が公有地及び区が権限を有する道路（以下「公道」という。）を除く道路で、敷地が民有地で現に一般交通の用に供されているものをいう。

（助成の条件）
第３条　助成の対象となる防犯灯は、幅員１．５メートル以上で、かつ、延長１０メートル以上の私道に設置されるもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。
（１）集合住宅自治町会が維持管理をする防犯灯でないこと。
（２）防犯灯が設置される私道が公道又は幅員１．５メートル以上の私道に接していること。
（３）本要綱に基づく助成を受けていないこと又は前回の助成を受けてから１０年以上経過していること。
２　前項の規定に関わらず、区長が、公益上その他防犯灯を設置する必要があると認める場合は、助成金を交付することができる。

（設置の基準）
第４条　防犯灯を設置するための基準は、区長が別に定める葛飾区私道防犯灯設置基準（以下「設置基準」という。）による。

（助成の金額）
第５条　防犯灯設置の助成金の額は、予算の範囲内で区長の定める標準工事費の１００分の９０に相当する額以内の額とする。

（助成の承認申請）
第６条　助成を受けようとするときは、その地域の自治町会などが工事を着手する前に私道防犯灯設置助成承認申請書（第１号様式）を区長に提出しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、個人で申請を行うことができる。
２　前項の申請者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）防犯灯設置同意書（第２号様式）
（２）防犯灯設置予定箇所図
（３）前２号のほか区長が必要と認める書類
３　前項の規定にかかわらず、防犯灯が既に設置されている箇所の取替の場合は、事前に区に協議した上で、防犯灯設置同意書の提出を省略することができる。

（助成の承認等）
第７条　区長は、前条の申請があった場合は、この要綱及び設置基準に基づき、関係書類等を審査し、助成を承認したときには、私道防犯灯設置助成承認通知書（第３号様式）により申請者に通知する。
２　前項の審査により承認できないときは、私道防犯灯設置助成不承認通知書（第４号様式）により申請者に通知する。

（決定の変更、中止及び廃止）
第８条　第７条第１項の規定による承認を受けた者は、当該承認を受けた工事の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、私道防犯灯設置助成変更・中止・廃止承認申請書（第５号様式）を区長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
２　区長は、前項の規定により申請があったときはその内容を審査し、変更、中止又は廃止を承認するときは、私道防犯灯設置助成変更・中止・廃止承認通知書（第６号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付申請）
第９条　第７条第１項の規定による承認又は第８条第２項の規定による変更の承認を受けた者は、設置工事が完了したとき、直ちに私道防犯灯設置助成金交付申請書（第７号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定及び通知）
第１０条　区長は、前条の申請があった場合は、この要綱及び設置基準に基づき、関係書類の審査及び工事の検査を実施し、助成金の交付を決定したときは、私道防犯灯設置助成金交付通知書（第８号様式）により前条の申請者に通知する。

（助成金の請求）
第１１条　前条の規定により助成金の交付通知を受けた者は、当該通知を受領した日の翌日から２０日以内に私道防犯灯設置助成金請求書（第９号様式）を区長に提出しなければならない。

（決定の取消し）
第１２条　区長は第７条第１項の規定による承認、第８条第２項の規定による変更の承認又は第１０条の通知を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認又は助成金の交付の決定を取り消すことができる。
（１）偽りその他不正な手段により、助成の承認又は助成金の交付の決定を受けたとき。

（２）助成金を当該私道防犯灯設置工事以外に使用したとき。
（３）前２号のほか、区長の付した条件又は指示に従わなかったとき。

（助成金の返還）
第１３条　区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときには、申請者に対し、期限を定めて助成金の返還を命ずる。

（加算金及び延滞金）
第１４条　前条の規定により助成金の返還を命じられた者は、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
２　助成金の返還を命じられた者が、その納期日までに納付しなかったときは、前項の加算金のほかに納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
３　前２項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。

附則
この要綱は、昭和５６年６月１日から施行する。

附則
この要綱は、昭和５６年１１月１０日から施行する。

附則
この要綱は、昭和６１年４月１日から施行する。

附則（平成３年２月２７日　２葛土公発第２６９号　区長決裁）
この要綱は、平成３年４月１日から施行する。

附則（平成２１年３月３１日　２０葛都維第１２１７号　都市施設担当部長決裁）
この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附則（平成２８年６月９日　２８葛都補第１６７号　都市施設担当部長決裁）
この要綱は、平成２８年６月９日から施行する。

附則（平成２９年４月１日　２９葛都補第４１号　都市施設担当部長決裁）
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附則（令和２年４月１日　２葛都補第８０号　交通・都市施設担当部長決裁）
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附則（令和３年４月１日　３葛都補第５０号　交通・都市施設担当部長決裁）
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附則（令和５年１月３１日　４葛都補第６６０号　交通・都市施設担当部長決裁）
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附則（令和７年１月３１日　６葛都補第７５３号　都市施設担当部長決裁）
この要綱は、令和７年２月１日から施行する。

附則（令和８年１０月２２日　８葛都補第４６７号　都市施設担当部長決裁）
この要綱は、令和８年１０月２２日から施行する。

葛飾区私道防犯灯設置基準

昭和５６年４月１８日
５６葛土公発第６の２号 区長決裁
改正 平成３年２月２７日
２葛土公発第２６９号　区長決裁
改正 平成２１年３月３１日
２０葛都維第１２１７号
都市施設担当部長決裁
改正 平成２４年２月２３日
２３葛都補第１６１６号
都市施設担当部長決裁
改正 平成２９年４月１日
２９葛都補第４１号
都市施設担当部長決裁
改正 令和２年４月１日
２葛都補第８０号
交通・都市施設担当部長決裁
改正 令和３年４月１日
３葛都補第５０号
交通・都市施設担当部長決裁
改正 令和４年11月16日
４葛都補第５２７号
交通・都市施設担当部長決裁

葛飾区私道防犯灯設置助成要綱第４条に定める設置基準は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

１　設置間隔

防犯灯の設置間隔は、３０メートル以上とする。

ただし、途中で曲がっている等直線ではない場合及び区長が特に認めたときは、この限りでない。

２　設　　備

防犯灯の設備は、防水型のＬＥＤ照明で、自動点滅器又は光センサーを内蔵したものとする。

（１）　防犯灯は、以下の基準に基づいて設置するものとする。

ア　平均幅員が４メートル未満又は直線部が３０メートル未満の場合

ＬＥＤ照明　1,000 lm以下

イ　平均幅員が４メートル以上、かつ直線部が３０メートル以上ある場合

ⅰ　ＬＥＤ照明　1,000 lm以下

ⅱ　ＬＥＤ照明　1,000 lmを超え、かつ消費電力8.5W以上

から自治町会等が選択

（２）　防犯灯は、独立式又は既設電柱等を利用した共架式とする。

３　標 示 板

防犯灯の下側には、管理者名及び防犯灯番号を記入した、区指定の金属製標示板を取付けなければならない。

平成３年２月２７日　２及び３(1)、(2)一部改正
平成２１年３月３１日　２、３及び４　一部改正
平成２４年２月２３日　２及び３（１）
平成２９年４月１日　２及び３（１）
令和２年４月１日　１及び２
令和３年４月１日　１及び２（１）
令和４年１１月１６日　１、２（１）及び３